



構造改革徹底推進会合
「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合 提出資料

法人設立手続のオンライン・ワンストップ化 に関する意見

2017年11月7日
日本商工会議所

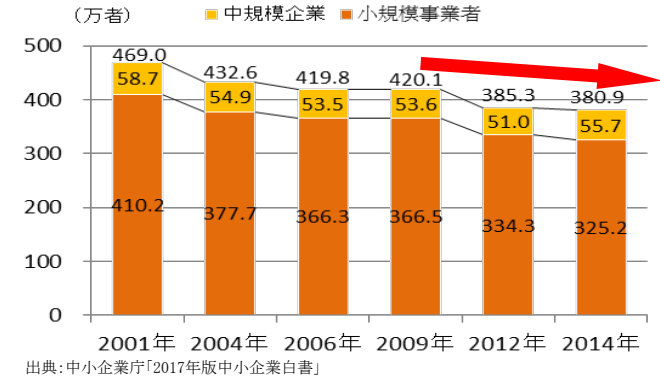
1. 基本認識

◆ わが国の事業所数は年々減少しており、ここ5年間で実に約40万者が消滅。国力を維持・発展させるためには、事業承継や創業が極めて重要であり、そのためには、開業手続をはじめとする行政手続のオンライン・ワンストップ化が不可欠。このことは外国企業による対日投資増にも有効。

◆ また、中小企業の足元の最大の経営課題は“人手不足”。行政手続のオンライン・ワンストップ化は、官民双方の働き方改革と生産性向上を実現し、“人手不足”の克服に大きく寄与することから、官民挙げて取り組むべき重要課題。

◆ 商工会議所は、「構造改革徹底推進会合（企業関連制度・産業構造改革・イノベーション会合）」のリーダーシップによる法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の確実な実現に大きな期待。

【中小企業数の推移】

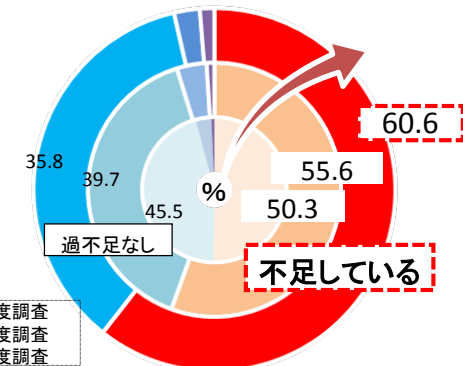


【開業率(上段)・廃業率(下段)の国際比較(直近年)】

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
4.6 (2012-14)	9.3 (2011)	14.3 (2015)	7.3 (2014)	12.4 (2015)
6.1 (2012-14)	10.0 (2011)	9.4 (2015)	7.6 (2014)	5.4 (2015)

出典：経済センサス、中小企業庁「2017年版中小企業白書」

【人手不足の状況(全産業)】



出典：日商「人手不足への対応等に関する調査」(2017年7月)

2. 検討の前提(目的の再確認)

(1) 政府は、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」ことをKPIとして決定。しかし、現在の順位は24位で、年々低下。

【世界における日本のビジネス環境ランキング(OECD35ヶ国中)】(※2014～2016年までは34ヶ国中)

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
15位	19位	24位	26位	24位

出典: 世界銀行「ビジネス環境ランキング」

(2) 政府は、規制改革推進会議・行政手続部会のとりのまとめ(平成29年3月29日)において、行政手続簡素化の3原則を決定。

3原則
①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)
②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)
③ 書式・様式の統一

(3) 商工会議所会員事業所等へのヒアリングによると、法人設立の際に複数回提出しなければならない書類のうち、取り寄せや作成に手間やコストがかかり、負担になっている書類は以下のとおり。

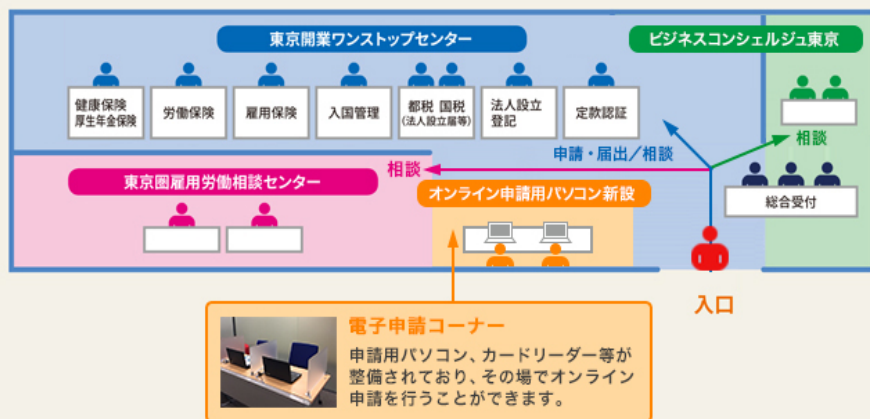
添付書類	提出先
登記事項証明書	都道府県税事務所、市町村税事務所、労基署、ハローワーク等
賃金台帳	ハローワーク、年金事務所
定款の写し	税務署、都道府県税事務所、市町村税事務所

(会員事業所等へのヒアリングを元に集計)

3. 法人設立手続のワンストップ化の現状

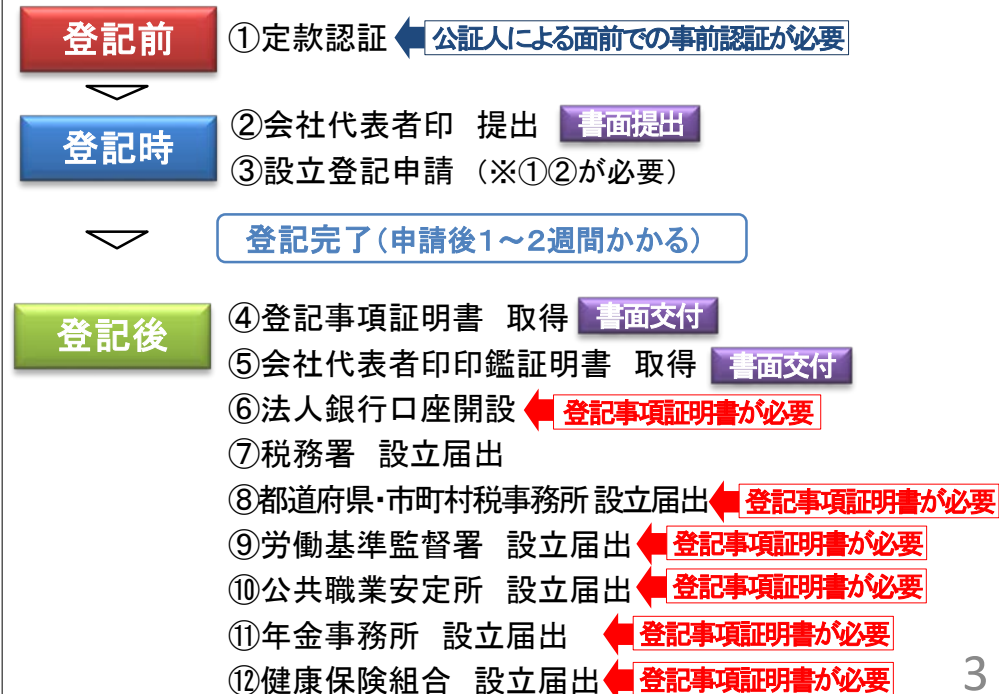
- ◆ 国家戦略特区である「開業ワンストップセンター」は、指定後2年半を経ても、東京の1か所のみ。また、各種窓口が1か所に集まっているのみであり、申請はそれぞれの窓口で行う必要がある。
- ◆ 法人設立手続のうち、定款認証は、公証人の面前での事前認証が必要で、オンラインで手続が完結できない。また、プロセスが多く、ワンストップで手続ができない。さらに、登記事項証明書は計6回も提出する必要がある。

(1) 国家戦略特区「開業ワンストップセンター」



- 平成27年4月、法人設立時に必要な登記、税務、年金、定款認証等の各種窓口を集約する「東京開業ワンストップセンター」が設立。
- 平成28年12月より、それまで相談のみであった商業登記、国税の手続が受付可能となるなど、機能が拡充された。

(2) 法人設立手続の現状



4. 法人設立手続オンライン・ワンストップ化に関する意見

- (1) 定款認証は、公証人役場において公証人による面前での事前認証が必要であり、物理的にオンライン化の大きなボトルネックとなっている。このため、標準定款例を用意するなどの措置を講じることにより、廃止もしくは届出制とする規制緩和を行うことが必要である。
- (2) 印鑑および印鑑証明制度については、官民、民民の間で法律や慣行により、現在、さまざまな場面で使用され、根付いている。また、電子証明書は取得や維持に費用がかかり、必ずしも頻繁に使わない中小・小規模事業者にとっては負担である。このため、電子証明書の使用に統一化せず、印鑑制度を残しつつ電子証明書も使えるといった、選択肢を増やす形での改革が合理的である。
- (3) 行政の手続のために、行政側が発行した証明書を、民間側が何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口に提出する現状にある。このため、行政間の情報連携を進めることで、窓口のワンストップ化を図るとともに、取得に手間とコストがかかっている添付書類を徹底的に削減する必要がある。

<参考資料> 第2回法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会 法務省提出資料

